

## 令和5年度福岡市下水道事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和5年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 処理面積	17,197 ヘクタール
2. 年間処理水量	189,100,000 立方メートル
3. 主要な建設改良事業	
管渠、ポンプ場及び下水処理場整備事業費	26,187,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	56,717,936 千円
第1項	営業収益	46,448,459 千円
第2項	営業外収益	10,242,435 千円
第3項	特別利益	27,042 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	50,668,103 千円
第1項	営業費用	46,608,972 千円
第2項	営業外費用	3,993,356 千円
第3項	特別損失	35,775 千円
第4項	予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 25,235,536千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入			35,043,238千円
第1項	企業債			18,571,000千円
第2項	国庫補助金			7,518,305千円
第3項	負担金			642,524千円
第4項	他会計負担金			4,411,435千円
第5項	固定資産売却代金			51千円
第6項	水洗化貸付事業収入			1,713千円
第7項	企業債償還金積立金戻入			3,889,620千円
第8項	雑収入			8,590千円
		支	出	
第1款	資本的支出			60,278,774千円
第1項	建設改良費			27,634,698千円
第2項	償還金			27,100,979千円
第3項	水洗化貸付事業費			2,066千円
第4項	国庫返還金			4,091千円
第5項	企業債償還金積立金			5,531,940千円
第6項	予備費			5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管 渠 整 備 事 業	令和6年度から 令和8年度まで	千円 令和6年度以降 11,549,600
ポ ン プ 場 整 備 事 業	令 和 6 年 度	1,348,000
処 理 場 整 備 事 業	令 和 6 年 度 及 び 令 和 7 年 度	令和6年度以降 4,382,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事 業 費	千円 13,636,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債時期は令和5年度とする。 ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	% 9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

令和5年2月22日提出

福岡市長 高島 宗一郎